

2006.10.18

第2回地域包括支援センター・介護予防に関する意見交換会
事例紹介（川崎市）

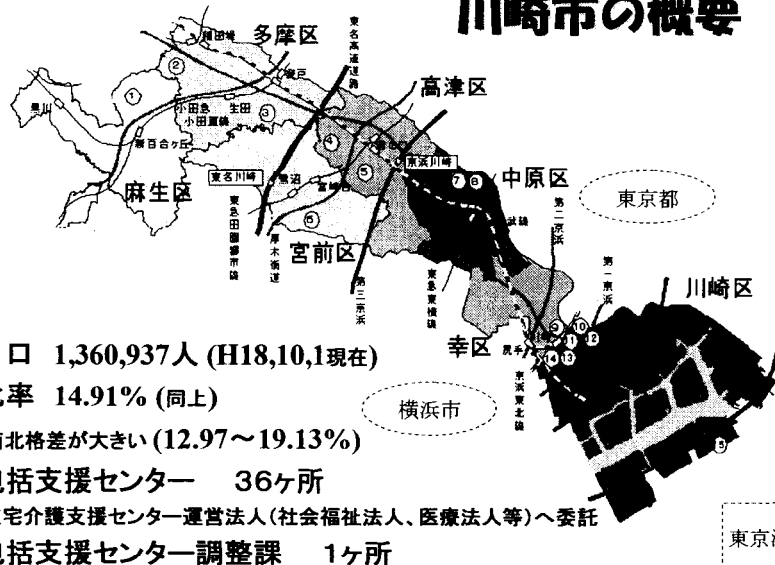
「虐待ケースへの対応」と課題

～地域包括支援センター機能の検証を含めて～

社会福祉法人川崎市社会福祉協議会
地域包括支援センター調整課

中澤 伸（社会福祉士・介護支援専門員）

川崎市の概要



- ・人 口 1,360,937人 (H18,10,1現在)
- ・高齢化率 14.91% (同上)
※南北格差が大きい(12.97～19.13%)
- ・地域包括支援センター 36ヶ所
※在宅介護支援センター運営法人(社会福祉法人、医療法人等)へ委託
- ・地域包括支援センター調整課 1ヶ所
※市社会福祉協議会へ委託。地域包括支援センターの運営支援、ケアマネジメントリーダー事業等、基幹型在支業務の一部(主に全市的業務)を継承

川崎市社会福祉協議会 **地域包括支援センター調整課**

■設置目的

- ①基幹型在宅介護支援センター経験職員の有効活用
- ②区役所に新たな業務が付加されることに伴う支援体制
- ③市や区、地域包括支援センターへ移管できない基幹型在支業務

■基本業務

- 区と地域包括支援センターの協働体系づくり
- ケアマネジメントリーダー事業の継続と継承
- 基幹型在支C業務の引継ぎと地域型在支C業務の継承 等

※「調整課」の主な日常業務

- ・**日常的な相談対応** → ケアマネ、サービス事業所、行政、包括C等からの個別相談（制度確認、ケース対応、苦情、悩み など）
- ・**各種会議の開催と開催支援** → 介護支援専門員連絡会議・地域包括支援センター連絡会議の主催、地域ケア会議・サービス担当者会議等開催支援
- ・**ケアマネジメントリーダー事業** → ケアマネと関係団体等との連携構築、電話相談事業運営、研修会の開催、介護支援専門員連絡会運営支援 等ケアマネジャー及びサービス事業者支援（主に全市的な業務）

高齢者虐待事例概要

- 85歳男性、要介護2、脊椎間狭窄症、前立腺肥大等あり週1回の通所リハビリを利用、重度認知症の妻（要介護4）と55歳長男と一戸建てに3人暮らし、同じ区内に弟家族が住んでいる。
- ケアマネから地域包括C調整課へ「利用者が同居の**長男から虐待を受けている可能性**がある。顔や腕にひどい痣がある。協力してほしい」と相談が入る。
- 行政を含めた緊急カンファレンスを提案

相談後の主な経過

【緊急カンファレンス】 区保健福祉C、地域包括C、地域包括C調整課、ケアマネジャー、通所リハビリ、弟 で数回開催

【事実確認】 虐待の事実確認、身体状況確認、長男へのアプローチ、本人への訴え確認等を試みたが、長男は拒否、本人は認めないという状況が続く。しかし体重の激減、傷の悪化等あり、本人は暴力によることを認める。立入調査権は発動せず。

【家族へのアプローチと支援】 ケアマネジャーと地域包括Cが認知症等の状況確認、長男への支援

【保護】 本人の申し出に基づき施設へ保護。長男には行き先を告げずに報告。長男の怒りは区保健福祉センター課長へ。

本事例における保護（措置）決定の根拠

～1つの可能性と1つの事実～

1つの可能性



「長男に暴力を振るわれている」という本人の訴え。

※拒否があるため長男への聴取り等の事実確認ができていない。また、①長男への犯人扱いとなる、②同行訪問を含む警察の協力が得られそうにない、等の理由から保健福祉センターの判断で立入調査権を発動せず。よって事実確認不十分で“可能性”の域を出す。

1つの事実



顔、腕などにアザ、1ヶ月で10kgの体重減少、低栄養で傷治らず

※食事を与えない等の完全なネグレクトとの確認は取れていないが、現在の本人の状態に見合った「お世話」がなされていない。このまま自宅におくと生命の危険性が高いという専門的な判断がある。



本人からの「保護要請」。(粘り強い説明による)

各機関の主な役割

- **区保健福祉センター** ⇒ 立入調査、保護(措置)の決断等
- **地域包括支援センター** ⇒ 長男支援、受診援助 等
- **地域包括支援センター調整課** ⇒ 虐待防止法の解説、メンバー支援、チームコントロール等
- **ケアマネジャー** ⇒ 情報集約、長男支援 等
- **通所リハビリ事業者** ⇒ 見守り、情報提供 等
- **家族(弟)** ⇒ 身元保証、本人の代理、保護後の支払い 等

事例から学ぶ課題①

【早期発見・早期相談の視点】

- **発見時のケアマネジャー、サービス事業者の動き**
市民やサービス事業者の通報先の理解やタイミング、方法
- **発見・通報の流れと通報者の葛藤**
事実確認が不十分な時点での通報の是非と葛藤、スムーズな流れ 等
- **通報ツールの活用促進と改定**
「見守り介護スコア」及び「相談受付票」の有効活用 等
- **相談受理直後の行政の対応**
担当が一人で抱えていなかったか、行政責任・対応方法 等

【今後のための魔法言葉(私案)】 ケアマネやサービス事業者へ通報先の修正(今後は包括C又は区)。経過措置として包括C調整課でも受理。虐待防止法を研修等で周知。通報相談の意義を徹底する。通報受理後のマニュアルの早期完成。通報ツールの見直しと活用、行政管理職の役割と責任の明確化と徹底。

早期発見のための仕組みづくり

～要援護高齢者を早期発見するためのツール～

参考

○「見守り介護スコア」

市民からの情報

相談協力員、民生委員、地域のボランティアさんなどから地域の気になる方（何らかの支援が必要と思われる方）についての情報を支援センター等に連絡してもらおう様式。チェック方式で5～10分程度で記入可。問診票のようなもの。

○「相談受付票」

ケアマネやサービス事業者からの情報

虐待等、公的機関を含めたチームケアが必要な利用者について、ケアマネや介護サービス事業者が一人で悩まなくてもいいように気軽に相談してもらうための受付票。昨年度まで市内4区の地域ケア会議で実施。制度改正後、現在利用休止中。

在宅介護ネットワークのための「見守り介護スコア」 (Ver.2)

【記入日】 平成 年 月 日 【記入者氏名】 【連絡先電話】

調査対象者の概要

氏名() 性別(男・女) 年齢(才) 要介護度(自立・要支援・1・2・3・4・5)

家族構成(独居・高齢者のみ・その他)

NO	区分	状況	評 価			備考・考察	状況合計
1	本人の状況	食事	0.介助	1.一人で可	0.5 見守り程度・不明		—点 満点:12
2		排泄	0.介助	1.一人で可	0.5 見守り程度・不明		
3		歩行	0.介助	1.一人で可	0.5 見守り程度・不明		
4		入浴	0.介助	1.一人で可	0.5 見守り程度・不明		
5		調理、掃除等	0.困難又は不可	1.一人で可	0.5 見守り程度・不明		
6		自立意欲					

見方スコアの	スコア得点	対 応
	20～30点	第1次見守り。現状のまま様子を見ていく。少しでも変化があった場合には再チェックを行う。
	11～20点	第2次見守り。助言援助が必要。注意深く見守り、必要な場合は介入を行う。
	0～10点	緊急援助が必要。即時の援助や介入を行う。

KAWASAKI-SHIEN. C 2004. 03. 15

相談受付票

相談日 平成 年 月 日

氏名
職種（ケアマネジャー、訪問看護師、ヘルパー、その他）
連絡先 TEL FAX その他（Eメールなど）
相談したいケースの住所地 川崎区 町

1 現在あなたが関わっているケースについて、相談したいと思われる理由・原因はなんですか。

<1 虐待だと思う(疑いを含む)>

- 介護を放棄している 体にあざが見られる
 介護者による乱暴な言葉づかい その他（ ）

<2 キーパーソンがいない>

- 独居で痴呆が進んでいる 主介護者に判断能力がない、又は低い
 家族がキーパーソンになり得ない その他（ ）

<3 近隣周辺と採め事をおこなっている>

- 本人の精神状態・痴呆による 周囲から見て、火の不始末に不安がある
 その他（ ）

事例から学ぶ課題②

【市町村権限・責任強化の視点】

- 行政職員の「虐待と防止法の理解」
- 行政内部の動揺と組織対応・連携体制づくり
立入調査権の発動、措置入所の決定、根拠の整理に判断が揺らく 等
- 保護(措置)執行機関としてのスタンス維持
保護執行機関である行政は虐待者に怒りを向けられる対象となりやすい
- 「加害者」よりもまずは被虐待者保護
- 守秘義務の壁と葛藤

【今後のための解決策(私案)】 行政職員への虐待対応と虐待防止法を研修で徹底。通報受理後のマニュアルの早期完成と習得。担当者任せにならないためにも行政管理職の役割と責任の明確化と徹底。緊急時の措置施設確保など他区や市本課との協力体制も必要。対応事例の積上げと全市的な課題を検討。

事例から学ぶ課題③

【その他】

- 警察の虐待防止法に対する理解
- 意思能力がはっきりした被虐待者の保護
- 虐待者の精神的なより所の確保
- メンバーの不全感管理(短期・優先目標の設定と確認)
- 特定の機関(行政や包括C)に役割が集中しがち

などなど

事例から学ぶ課題④

【地域包括支援センターの役割の視点】

■ 虐待通報(相談)受付機関としての機能と認知

虐待相談受付時の対応の徹底と市民や各機関への周知が必要。しかし、忙しそうだからと相談を遠慮されてしまうことも。

■ 虐待対応チームの構築と維持機能

行政を含む動揺するチームメンバーへのサポーター的な関わりが必要

■ 専門性と客観性の維持と補完

個別ケース対応だけでなくチームを構成・維持していく「専門性」と「客観性」(維持・補完が必要)

■ 家族支援機能

虐待者でもある家族への支援機能。

地域包括支援センター機能充実にに向けた課題

